

障がい者雇用企業の認定等に係る取扱要領（令和8年度実施）

福岡市における「社会貢献優良企業の優遇制度」に係る障がい者雇用企業の認定等の取扱いについては、次のとおりです。

1. 対象企業

以下の①～③すべてを満たす企業

- ① 地場企業（福岡市に本店を有する企業）
- ② 「令和7・8・9年度競争入札有資格者名簿」に登載済みの企業又は、令和8年8月1日に新規に登載予定の企業
- ③ 障がい者雇用率5.0%を達成している企業（令和8年6月1日現在）

2. 認定の申請

- (1) 令和8年6月1日（月）から令和8年7月1日（水）までの間に、障がい者雇用企業認定申請書 **様式1** に、障がい者雇用状況計算書 **様式2** と **手帳等の写し** を添えて、福祉局障がい施設福祉課に提出する。
- (2) 障がい者雇用状況計算書（様式2）には、雇用している障がい者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写しを添付する。ただし、常用労働者が40.0人以上の事業主にあつては、手帳等の写しに代えて、公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の控えの写しを添付することができる。

3. 障がい者雇用企業認定申請書 **様式1**

(1) 業種区分及び申請区分業種

業種区分及び申請区分業種については、競争入札参加資格登録（業者登録）の際に申請した業種に○印を記入し、申請区分業種については、第1位の業種のみを記入する。

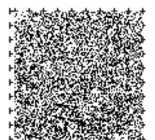
(2) 市内の事業所数

福岡市内にある本店、支店、営業所等の合計数を記入する。

(3) 市内事業所の雇用状況

① 常用雇用労働者の数

「雇用期間の定めがなく雇用されている労働者」及び「一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であつて、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者、又は、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」であつて、1週間の所定労働時間が30時間以上である労働者を記入する。



【例】

- ・雇用期間の定めのない労働者
- ・一定期間（1か月・6か月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上「雇用期間の定めのない労働者」と同様の状態にあると認められるもの
- ・日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上「雇用期間の定めのない労働者」と同様の状態にあると認められるもの

② 短時間労働者の数

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短い労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。

雇用期間の定めがなく雇用されている労働者、又は過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者を記入すること。

③ 特定短時間労働者の数

特定短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短い労働者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満であること。

雇用期間の定めがなく雇用されている労働者、又は過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者を記入すること。

なお、算定対象となる特定短時間労働者から、就労継続支援A型の利用者は、除く取扱いとする。

④ 除外率 ※該当がある場合のみ

別表の除外率表から該当する業種の除外率を記入する。該当がない場合は空欄。

⑤ 算定の基礎となる常用雇用労働者数

「(1)常用雇用労働者数+(2)短時間労働者数×0.5」に「(3)除外率」を乗じて得た数を記入する。 ※その数に1人未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。

⑥ 障がい者の雇用者数

障がい者雇用状況計算書 様式2 の⑤合計を記入する。

⑦ 障がい者雇用率

小数点以下第2位を四捨五入した数を記入する。



$$\text{実雇用率} = \frac{(\text{障がい者である常用雇用労働者数} + \text{障がい者である短時間労働者数} \times 0.5) + \text{障がい者である特定短時間労働者数} \times 0.5}{(\text{企業全体の常用雇用労働者数} + \text{短時間労働者数} \times 0.5)}$$

- ※ 短時間労働者とは、週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満をいいます。
- ※ 重度身体障がい者と重度知的障がい者は、1 人を 2 人としてカウント
- ※ 短時間労働者は、1 人を 0.5 人でカウント
- ※ 短時間労働者の重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者は、1 人を 1 人としてカウント
- ※ 特定短時間労働者の重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者は、1 人を 0.5 人でカウント
- ※ 除外率制度は、一部の業種では適用されることがあります

(4) 障がい者雇用企業として認定された場合、企業名の公表について

障がい者雇用企業として認定された企業については、「障がい者雇用企業名簿」に登載することとなり、福岡市のホームページで公開されます。

4. 申請者の受任者

申請者から、障がい者雇用企業の認定申請についての権限を委任されている場合（受任者）は、受任者の事業所名等を記入してください。

5. 認定取消 **様式 3**

認定基準を満たさなくなった等の企業については、認定取消となります。
その際は、**様式 3** により福祉局障がい施設福祉課へ報告が必要です。

6. その他

提出された申請内容、個人情報等は「社会貢献優良企業の優遇制度」に係る障がい者雇用企業認定以外の目的では使用いたしません。個人情報の取り扱いには十分に注意し、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令を遵守し、厳重に管理いたします。

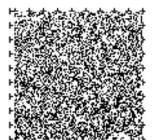
ただし、提出された手帳の情報を基に、雇用状況を確認する場合があります。

7. 問い合わせ、提出先

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 12 階

福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課



電話：092-711-4249

FAX：092-711-4818

メール：s-shisetufukushi.pwb@city.fukuoka.lg.jp

◆ 障がい者雇用算定期間 当該年の6月1日現在

◆ 障がいの区分

「身体障がい者」

原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者又は7級の障がい者が2つ以上重複している者

「重度の身体障がい者」

身体障害者手帳の等級が1級又は2級に該当する者

「知的障がい者」

児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の障害者職業センターから知的障がい者と判定された者

「重度の知的障がい者」

知的障がい者のうち、知的障がいの程度が重いと判定された者で、具体的には、次のいずれかの場合に該当する者

- ・療育手帳で程度が「A」の者
- ・児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医が療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）と判定した判定書を所持している者
- ・障害者職業センターが「重度知的障がい者」と判定した判定書を所持している者

「精神障がい者」

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

